

平成 20 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 アバールデータ  
代表者名 代表取締役社長 嶋村 清  
(JASDAQ コード番号 6918)  
問合せ先 管理本部 部長 大関 拓夫  
電話番号 0 4 2 - 7 3 2 - 1 0 0 0

## ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 12 日開催の取締役会において、当社第 49 期定時株主総会における承認並びに会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価値その他未定の事項は、当該新株予約権の割当予定日である平成 21 年 1 月 8 日に決定する予定です。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役と当社株主の利害の共有化により、当社グループの企業価値について一層の増大を図ることを目的とし、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行の内容

##### (1) 新株予約権の名称

株式会社アバールデータ第 2 回新株予約権

##### (2) 新株予約権の総数

980 個とする。

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

##### (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個当たり 100 株とする。（付与株式総数 98,000 株。）

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の

株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の割当を受ける者及び割当数

当社の取締役 (6名)	840 個
当社の監査役 (1名)	70 個
子会社の取締役 (1名)	70 個

(5) 新株予約権と引換えに払い込む金銭の要否

金銭の払込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格の平均値とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の最終価格(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合には、当該最終価格を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により、株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとする。

(7) 新株予約権の割当日

平成 21 年 1 月 8 日

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成 23 年 2 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(10) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転、または当社が分割会社となる会社分割に関し、当社株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされた場合、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合やその他の要因等により本新株予約権の全部または一部の行使が可能と見込めない場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(13)当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社若しくは資本下位会社とする組織再編（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定される比率に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社若しくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

(14)新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

【ご参考】

- |     |                     |            |
|-----|---------------------|------------|
| (1) | 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成20年5月20日 |
| (2) | 定時株主総会の決議日          | 平成20年6月25日 |

以上